

(物品関係用)

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、別冊仕様書及び図面に基づき供給金額をもって、物件を納期限までに納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、物件の一部又は全部を第三者に供給させ、又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(仕様書又は図面の変更)

第3条 発注者は、特に必要があるときは、仕様書又は図面を変更することができる。この場合供給金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して定める。

(受注者の請求による納期の延長)

第4条 受注者は、自己の責任に帰さない理由により、納期限内に物件を納入できないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を記載した納期延長願を提出し、承認を受けなければならない。この場合の延長日数は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し等)

第5条 受注者は、物件を納入しようとするときは、発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引渡さなければならない。

2 物件の性格によって発注者が検査を行うことができない場合は、第三者に検査を依頼するものとし、その費用は受注者の負担とする。

3 検査の結果、不合格品があるときは、受注者は発注者の指定する期間内に良品と引換え、検査を受けなければならない。この場合、発注者において特に承認した場合のほか、このために納期は変更しないものとする。

(検査前の紛失等)

第6条 物件を指定した場所に持ち込み、前条に規定する検査の前に、紛失又はき損したときは、その損害は、受注者の負担とする。ただし、天災、その他特別な理由があると認められるときは、発注者受注者協議して、その負担者及び負担額を定める。

(供給金額の支払い)

第7条 第5条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、受注者は所定の手続きに従って、供給金額の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の適法な供給金額の請求があったときは、その日から30日以内に富士吉田市役所において支払い、契約保証金がある場合は還付する。

(履行遅滞の場合の違約金)

第8条 受注者の責に帰する理由により、納期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後、発注者は受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は遅滞日数に応じ供給契約金につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額とする。

(発注者の契約解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 納期限又は変更期限迄に物件を完納しないとき、又は完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第5条第3項の規定による不合格物品の代品納付命令に従わないとき。
- (3) 検査の際、受注者又はその代理人、その他使用人が、発注者の指定する係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 第 2 条の規定に違反したとき。

(5) 前各号のほか、受注者又はその代理人、その他使用人が、富士吉田市財務規則又は富士吉田市建設工事の執行等に関する規則の規定に違反したとき。

(受注者の契約解除権)

第 10 条 受注者は発注者がこの契約に違反し、その違反によって、物件の納入が不可能となったときは、契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

ただし、賠償額は、発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決等)

第 11 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めてない事項については、関係規則の規定によるほか、そのつど発注者受注者協議のうえ定めるものとする。